

## 委員意見取りまとめ結果

### 報告事項1 パーキング・パーミット制度について（資料1、別紙、参考資料）

番号	委員意見	県回答
1-1	<p>&lt;鈴木委員&gt; 無期限の利用証について、要件を満たさなくなった場合の返却管理が困難かと思われませんが、配布枚数（人数）等についての管理についての今後についてまたお教えいただければと思います。</p>	<p>無期限の利用証につきましては、利用者が、交付対象者の要件を欠いたとき又は利用証を使用する必要がなくなったときは、速やかに県に返却することとしております。このことにつきましては、申請時に誓約・同意事項として掲げているほか、利用証裏面に注意事項として記載することや、交付時に説明書きを同封することで周知を図っております。今後とも本件の周知を行ってまいります。</p>
1-2	<p>&lt;吉田委員&gt; チラシに「利用証を交付することで対象駐車区画における不適切な駐車を抑制し」と記載があり、利用証がないと駐車できないように読めますが、他方、利用証には「利用証を持っていない方であっても…利用することがあります」と記載があり、やや混乱します。利用証がない人向けの啓発チラシなどに分かりやすい記載があると良いと思います。</p>	<p>制度の分かりやすい周知は大変重要なことと考えておりますので、今後の制度啓発の参考とさせていただきます。</p>
1-3	<p>&lt;加藤委員&gt; ①参考資料無期限の利用証（裏面）の説明書1の文中4行目「駐車区画のご利用にご協力下さい。」を「ご利用をお控え下さるようご協力ください。」に変更を希望します。 ②3項目の表現「することができません」は「必要がありません」が適当です。 ③5項の内容は必要でしょうか。制度の目的は利用対象者を明確にし、当該駐車区画の適正利用を図るとしている。持っていない人も利用できるとなると矛盾している。 ④追加事項 このパーキング・パーミット制度利用証は当該本人が利用する場合に使用できません。 ⑤制度の問い合わせについては、市町村でも説明が出来る様ご配慮下さい。（利用拡大の周知のため）</p>	<p>利用証裏面の記載を含む、制度周知・啓発については、今後とも検討を進めてまいります。また、愛知県からは、各市町村に対し、制度の普及啓発をお願いしており、制度事務局の問い合わせ先も併せて周知しております。</p>
1-4	<p>&lt;花島委員&gt; プラスワン駐車区画など導入のしやすい方法もよいと思います。一部は幅3.5m以上にして、専用区画がよく満車になる所ではプラスワンを。こういった取組は利用証の交付など広く知ってもらわないと有効でないため地道な広報をお願いします。</p>	<p>今後も引き続き、制度の普及啓発を図ってまいります。</p>
1-5	<p>&lt;重松委員&gt; 利用対象者に指定難病登録証取得者を明記していただきありがとうございます。難病患者の皆様にも制度を周知できるよう難病連として協力していきたいと思っております。しかし、電子申請でも返信用切手を郵送しなければならないので、電子申請のメリットがあまり感じられないです。</p>	<p>制度設計については今後とも、より良いものとなるよう、適切に運用を進めてまいります。</p>
1-6	<p>&lt;古家委員&gt; ・利用証のデザインやカタチですが、もう少し愛知県の何か特徴やイメージが入っていると良いなと思いました。 ・利用証の裏面に使用上の注意事項が書かれているようですが、点字をつけてもらうか、点字を希望者に同封していただきたいと思っております。できれば、表面のどこかに、触ってわかるマークのようなものをすべての利用証につけてもらえると、啓発に繋がるように思います。 ・この制度について、3月に入ってから二つの障害者が集まる場でお話ししましたが、ほとんど知らないようでした。PRをお願いします。</p>	<p>今後の制度運用の参考とさせていただきます。また、引き続き、県として本制度の普及啓発に取り組んでまいります。</p>
1-7	<p>&lt;世良委員&gt; ① パーキングパーミットの名称や、利用証の様式は、各都道府県によって、それぞれの郷土色を活かしたものも多く、相違がある。本制度の利用者は、自宅を中心として、比較的近距离で移動することが想定されるが、県土の中央地区の利用者とは限らず、隣県の県境付近の利用者であれば、当然に県境を越えて移動することも想定される。愛知県の場合、岐阜・三重・静岡、あるいは長野県の利用者と相互利用できることは、各県のWEB等でも公開されているが、利用証にも明示的に啓蒙することが重要であり、パンフレットなどで各都道府県の利用証の様式を一覧出来るような案内が望ましい。 ② 主として公共交通機関で使用される「ヘルプマーク」と、本来的に趣旨は同一であることから、それぞれ別物とするのではなく、統一されるべきである。</p>	<p>相互利用についての御案内は、愛知県パーキング・パーミット制度のWebページにおいても紹介させていただいております。引き続き、県として本制度及び相互利用可能である旨の周知にも取り組んでまいります。</p>

### 報告事項2 令和8年度強度行動障害施策推進事業について（資料2）

番号	委員意見	県回答
2-1	<p>&lt;鈴木委員&gt; 伴走型コンサルティング事業について、今後の実施状況・結果について、またご報告願いたい。</p>	<p>令和7年度は21事業所から申請があり、令和8年3月末時点で20事業所において訪問支援を実施しました。これに加え、訪問先職員を対象に学習会の開催や電話・メールによる相談対応も併せて行いました。派遣は、事業所が自ら適切な支援方策を検討し、実践・評価する力が身についたと判断された時点で終了としております。終了した12事業所について実施前後を比較した結果、「支援の方向性」「具体的な支援方法」「障害特性」「行動の原因・背景」に対する理解の深化が認められたほか、スタッフのモチベーション向上や、強度行動障害に関する共通理解の促進が図られています。令和8年度からは強度行動障害の状態にある方の受入を予定している事業所も対象に加え、サービス提供前の段階から訪問指導を実施することで、利用希望者が円滑にサービスを利用・継続できる体制整備を支援します。</p>

2-2	<p>&lt;花島委員&gt;  まず「強度行動障害の状態にある方」との表記に変更されていることに感謝します。強度行動障害は「一時的な状態像」先天的な障害とは異なるという知見の上に対応することが広がることを願っています。コンサルティングする人材、実施するにも人材が大切な分野です。調査が進み事業が本人・支援者両方のためになり、人材確保につながるよう願っています。</p>	正しい知見に基づき、当事者の方々の尊厳を守りながら適切な支援を提供できる人材の確保および事業所の拡充に向けて、引き続き、強度行動障害の状態にある方への支援施策の推進に努めてまいります。
2-3	<p>&lt;重松委員&gt;  強度行動障害支援をする事業所への助成、研修等の事業が強化、新設されたことがありがたく思います。障害福祉サービス事業所への広報にも力を入れていただき受け入れ事業所が拡大するようお願いいたします。</p>	年度当初に市町村及び事業所職員を対象とした研修を開催し、県が実施する強度行動障害施策について説明を行っております。今後も、地域の事業所における強度行動障害の状態にある方の受け入れ拡充につながるよう、県が実施する各種事業や研修の活用を通じて、引き続き周知を図ってまいります。
2-4	<p>&lt;榎本委員&gt;  令和9年度から国の中核人材養成研修が県の事業となる。より多くの希望に答えることができるようお願いします。</p>	令和9年度は国主催による中核的人材養成研修が実施される予定と承知しておりますので、県主催の当該研修は令和10年度以降実施する予定で検討しております。また、国から示された要綱に基づきますと、受講者数の大幅な増員は難しい状況にあるものの、強行実践研修で習得した標準的な支援をチームで継続的に実施し、地域における支援の先導的役割を担う人材の養成に向けて、研修体制を検討してまいります。
2-5	<p>&lt;大瀧委員&gt;  資料不足です。概要と予算だけでは判断できません。これらの取組が強化につながるよう、定期的な報告が必要です。  ①【調査】支援者の支援ニーズよりも当事者のニーズが重要と思います。支援者都合のニーズと当事者が必要としている支援ニーズの違いの把握は出来ていますか。  ②【コンサル】伴走型コンサルの実践について詳しく教えてください。  ③【支援力強化】ウー(イ)ー(a)…相談支援体制の整備とありますが、  1) 本人と環境とのミスマッチ  2) その行動にどのような「機能(目的)」があるか  3) 環境調整、代替行動への転換  等々、本人が望む生活を送り、適切な手段で意思を伝えられるようにするために、支援側の人材育成に関しても考慮した方がよいと思われまます。  ④【報告・講演】ウー(エ)ー(a)。好事例だけでなく上手くいかない事例に関しても体験学習的に学ぶ必要があると思います。※事例検討など聞くだけの講義は意味をなさないと。是非「体験型」で実施願います。</p>	<p>① 令和8年度に実施する事業所調査に先立ち、令和7年度に当事者調査を実施しました。(令和8年3月19日公表) その結果、以下のとおり課題を整理しました。  (1) 必要な人が確実に利用できる支援体制の確保  (2) 家族支援・レスパイトの位置付けの整理  (3) 相談支援の充実と当事者・家族の孤立防止  (4) 医療との継続的な連携体制の強化  (5) 切れ目のない適時適切な支援の提供</p> <p>当事者の方々が必要としておられるニーズに対する支援側の状況を把握し、今後の地域の支援体制整備に必要な施策を検討してまいります。</p> <p>② 伴走型コンサルテーションにおいては、強度行動障害への支援を事業所とアドバイザーが協働して実践します。概要は資料(ウ)「実施内容」に記載のとおりですが、具体的には、対象となる利用者の行動上の課題に対し、個々の障害特性を踏まえたアセスメントを実施し、環境の調整を図る観点から、氷山モデルシートや適切な支援手順書を作成します。その上で、事業所内のチームによる支援および評価の過程において、アドバイザーが訪問・電話・メール等により状況を把握しながら助言を行います。さらに、これら一連の取組を通じて、各事業所が主体的に適切な支援の検討・実施・評価を行う力を高めるとともに、課題の軽減につなげる支援力の向上を図るため、事業所の状況に応じた助言を行います。</p> <p>また、市町村の強度行動障害支援担当職員及び相談支援専門員については、初回のアドバイザー訪問時の同席を必須とし、対象利用者が複数の事業所を利用されている場合には、関係機関間の連絡調整を依頼することにより、関係者間で適時情報共有が図られる体制の構築も推進します。</p> <p>令和7年度の実施状況については鈴木委員へのご回答のとおりです。</p>

		<p>③ 支援力強化事業のうち市町村・事業所研修においては、「強度行動障害の基礎知識及び適切な支援のあり方」というテーマで、あいち発達障害者支援センター 地域支援マネージャーによる講義を実施し、ご指摘の内容も含めた理解の促進を図っています。</p> <p>また、令和2年度から毎年開催している強度行動障害支援者応用研修（フォローアップ研修）において、実際の支援事例を持ち寄った演習を実施する等により、人材育成を図っております。</p> <p>④ 令和7年度に初めて開催した伴走型コンサルテーション実践報告会のアンケートにおいても、「失敗を含めた“生の意見”も聞きたい」とのご意見を頂戴しました。一方で、より多くの事例を聞きたいとの声も多数寄せられていることから、これらのご意見を踏まえ、今後の内容について検討してまいります。</p> <p>また、体験学習に関するご意見については、令和8年度から実施する実地研修において、強度行動障害の状態にある方の特性を考慮した構造化や自立課題等について、具体かつ実践的に学ぶ機会を提供します。上手くいかない支援の原因と対策についても現場で講義いただく予定です。</p> <p>引き続き、各研修を通じて支援者の人材育成に取り組んでまいります。</p>
2-6	<p>&lt;古家委員&gt; 連携が理想ですが、どの事業所もヘルパー不足で、うまくまわっていないように思います。ヘルパーが増えるだけで十分なサービスが受けられないのではいけません…</p>	<p>令和8年6月に実施する事業所実態調査により現状を把握し、課題への対応について検討を進めてまいります。</p>
2-7	<p>&lt;世良委員&gt; 「政令市（名古屋市）を除く」との記載がある。これはこの事業に限らず、他の事業においても多々散見されるが、これは、かつて大阪府・大阪市で指摘されたように、典型的な二重行政の弊害であると考えられる。愛知県民であり名古屋市民である住民にとっては、非常に紛らわしい。名古屋市の担当部局と連携し、歩調を合わせて欲しい。 なお、パーキングパーミット制度に関しては、そのような表現がなく、連携等は可能であることを示している。</p>	<p>ご指摘のとおり、強度行動障害支援事業については、名古屋市において既に同様の事業が実施されていることから、一部対象外としているものがあります。事業の利用を希望する事業所に混乱が生じないように、引き続き周知に努めてまいります。</p> <p>なお、担当部局である名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課とは、日頃から情報共有および連携を図っており、県事業の説明会においては、名古屋市の強度行動障害施策および窓口について、資料を用いて情報提供を行いました。</p>

### 報告事項3 愛知県障害児者基礎調査報告（資料3）

資料番号	委員意見	県回答
3-1	<p>&lt;加藤委員&gt; ①調査対象者の中に重症心身障害者が入っていないが、回答者の中に16人が回答している。 ②回答者の内、発達障害者、難病患者の回答率が高いことが伺われる。 ③成年後見制度の認知度「知っている」50.0%とあるが、恐らく、内容を知っているという割合は極端に低いと考えられる。利用者が3.5%と、低いと答えた割合で推測できる。 ④障害者差別解消法の認知度は「よく知っている」が2.0%低く、「制度あって利用なし」の状況が伺える。更に周知の努力（市町村）が必要である。 ※（本県が開催する障害者自立支援協議会においても行政側から説明がない。）</p>	<p>調査結果も踏まえながら、制度理解の推進にも努めてまいります。</p>
3-2	<p>&lt;花島委員&gt; 有効回収率の高さから行政への期待の高さを感じます。情報の入手方法における「役場に問い合わせる」の高さから、必要な情報を役場から届ける有効性を改めて感じました。 障害種別にもよるのですが、過半がサービスを利用していないことと知りました。否、4割超が利用しているのとらえるべき？本人への体調への高まりが「歯科」への関心と思い、良い傾向でしょうか。その他 会社や一般県民の理解の促進、我々の会もがんばります。</p>	<p>調査結果から、各種傾向等を分析し、必要な施策の推進に努めてまいります。</p>
3-3	<p>&lt;重松委員&gt; 調査対象の人数をふやしていただきありがとうございました。難病患者の方の回答者の割合が7割近くあるということは障害者としてのサービス等がまだ受けにくい改善の余地があると思われれます。今後ともよろしく申し上げます。</p>	<p>調査結果を踏まえながら、必要な施策の推進に努めてまいります。</p>
3-4	<p>&lt;中野委員&gt; （9）の障害や障害者への理解と障害者の権利擁護についてのところで、障害者差別解消法の認知度に関して、「知らない」が66%を占めていることに危機感を感じます。障害者本人がセルフアドボカシーについて学べる機会が必要だと感じます。学校、福祉事業所、病院等、障害者が関わる人が多い場所での情報提供などを行うことが求められるのではないかと思います。何か施策はありますか？また、虐待の経験の有無について「ある」が10.1%となっている件で、具体的にはどのような虐待なのか、調査では把握できていますか？</p>	<p>障害者差別解消法については、様々な機会を捉え、周知啓発を図り、今後も認知度向上に努めてまいります。</p> <p>虐待の内容については、分類化した選択肢から選択いただいております。「家族などの養護者による障害者虐待」が回答数の39.2%を占め、次いで「学校・保育所などの先生などによる障害者虐待」が15.5%を占める回答となっております。</p>
3-5	<p>&lt;大瀧委員&gt; 4の結果のポイントに関して ・回答者の内訳をみても、結果が大きく身体障害者に引っ張られていると思われるため、各項目に関して障害別に分けて結果を提示いただきたいです。 ・この結果から行政として ①何がわかったのか ②行政の次のアクションをどのように考えているのか 示して頂きたい。目的の中に「多様性を認め合い」とあるので、もちろん多様性に答えた施策計画につながると理解していますので、お願いします。</p>	<p>調査結果の詳細につきましては、調査項目全体及び障害種別ごとの結果を公表させていただきます。 なお、今後は調査結果を分析し、各委員の御意見や社会的ニーズなどを踏まえながら、次期障害者計画を策定してまいります。</p>

3-6	<p>&lt;古家委員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援について、困った時の相談先として親を頼りにしている人が多いようですが、親亡き後も精神的な自立できるよう、多くの体験や横のつながりを進めてほしいです。</li> <li>情報の入手手段など、スマホ利用が増加しているようなので、日常生活用具にもスマホ等を考えてもらえたらと思います。</li> <li>障害者差別解消法の認知度がまだ低いのは残念です。</li> </ul>	調査結果を踏まえながら、必要な施策の推進及び制度の周知に努めてまいります。
3-7	<p>&lt;辻委員&gt;</p> <p>差別解消法の認知数において、「知らない」との回答が、66%と過半数を上回っていることから、これまでの周知方法を検討する必要があるのではないかと。</p>	障害者差別解消法については、様々な機会を捉え、周知啓発を図り、今後も認知度向上に努めてまいります。
3-8	<p>&lt;世良委員&gt;</p> <p>資料作成についての意見：調査報告は、図表やグラフを活用して表示することが、一般的に社会常識である。資料作成者の資質能力が問われる。実際に「4. 結果のポイント」は非常にわかりやすく改善が望まれる。</p>	調査結果について、概要の報告となり申し訳ありません。調査結果の詳細につきましては、調査項目全体及び障害種別ごとの結果を公表させていただきます。

## 報告事項 4 2025年度愛知県障害者施策審議会専門部会報告（資料4-1、4-2、4-3）

資料番号	委員意見	県回答
4-1	<p>&lt;花島委員&gt;</p> <p>意見は専門部会の発言が主なところですが、交流セミナーは大阪万博出展と重なりパネル展示のみの参加となりました。全体としてよい内容だったと思いますのでより多くの県民にふれてもらえる会場と方法を望みます。避難所のリーフレットはわかりやすくポイントを示していると思いますので設営する役所の人には見ていただきたいです。</p>	<p>【交流セミナー】交流セミナーが有意義なイベントとなるよう、引き続き開催場所や実施方法の工夫を検討してまいります。</p> <p>【避難所小冊子】今年度、増刷を予定しておりますので、避難所を含めより広い場所で活用いただけるように、市町村へ周知を促してまいります。</p>
4-2	<p>&lt;重松委員&gt;</p> <p>災害情報連絡体制の市町村調査で防災訓練や避難所開設訓練に障害者団体が参加したり、検討されていることはありがたい。他の市町村にも広がることを願いたい。</p>	調査結果は市町村にフィードバックしておりますが、好事例の共有を通じて他市町村にも取組が広がるよう、引き続き情報提供に努めてまいります。
4-3	<p>&lt;中野委員&gt;</p> <p>2025年度災害時情報連絡体制の市町村調査結果について 災害時の対応について、市町で差があることがわかりました。どの地域でも同じような対策があったり、支援が受けられるように、良い取り組みをしている市町村の事例について、他の市町村に実施するよう指導したり助言したりすることを県はされる予定はありますか？</p>	調査結果は市町村にフィードバックしておりますが、好事例の共有を通じて他市町村にも取組が広がるよう、引き続き情報提供に努めてまいります。
4-4	<p>&lt;大瀧委員&gt;</p> <p>普及啓発事業</p> <p>【1交流セミナー】 良いことと思いますので1日だけでなく複数回県内各地で実施は出来ませんか。 ※効果があったとしているが、その根拠を示してほしい。</p> <p>【3啓発冊子】 冊子の配布に関して、避難所への設置もあつた方が良いかもしれませんが（避難所での活用を促すことも重要ですが、利用するために避難所への設置も重要） ※コミュニケーション支援ボードに関しては設置の義務化も視野に ※いざと言うときに使える状態にしておきたい</p>	<p>【交流セミナー】交流セミナーを複数回開催する事は現時点では難しいと認識しておりますが、いただいた御意見を参考にしつつ、開催地を変更するなど、広く県内で普及・啓発が進むよう、開催方法を検討してまいります。効果については、2025年度の交流セミナーの体験コーナーの開催に御協力いただいた方向けのアンケートや、トークショーに参加された方へのアンケートの自由記載をもとに判断いたしました。</p> <p>【避難所小冊子】今年度、増刷を予定しておりますので、避難所を含めより広い場所で活用いただけるように、市町村へ周知を促してまいります。</p>
4-5	<p>&lt;古家委員&gt;</p> <p>①交流セミナーなどについて ・避難所小冊子ですが、周りで手にした人の話を聞くことがありません。広く活用してもらえるようPRしてほしいです。 ・交流セミナーについては、例1の商業施設等のイベントスペースでの開催に挑戦してほしいと思います。 動画配信は今年度同様で良いかと思えます。</p> <p>②災害時情報連絡体制の市町村調査について ・今後デジタル活用がますます広がってくると思いますが、便利なようで便利ではない人もまだまだ多くいますので、ICTでの具体的な使い方を個々に学べる場があると良いかと思えます。 移動が困難な人も多いため、自宅等希望の場所でも願ひできると良いかと思えます。</p>	<p>【交流セミナー】いただいたご意見について、今年度は例2のホール等での開催を予定しておりますが、来年度以降、交流セミナーを開催する際の参考にさせていただきます。</p> <p>【避難所小冊子】今年度、増刷を予定しておりますので、避難所を含めより広い場所で活用いただけるように、市町村へ周知を促してまいります。</p> <p>【デジタル活用】愛知県では、県内6か所にICTサポートセンターを設置しております。センターを紹介するページもございますので、これを活用し周知に努めてまいります。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/aichi-ictsupportcenter.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/aichi-ictsupportcenter.html</a></p>
4-6	<p>&lt;世良委員&gt;</p> <p>資料4-2 「交流セミナー」には、定員80名のところ、108名の応募がありながら、参加者数は41名とある。申し込みながら欠席した者が多数であることは不思議な現象である。その理由・原因を明らかにしてほしい。県民人口から考えても、参加者数はあまりにも少ない。 2026年度にも開催予定とのことであり、このような不毛な事態とならないように積極的な広報に努めるように要望する。 資料4-3 市町村調査の結果、各市町村によって、整備状況や費用負担に大きな格差があることが見てとれる。このまま調査結果を留めておくことなく、調査結果を各市町村にフィードバックすることにより改善を示唆することが重要である。</p>	<p>【交流セミナー】交流セミナーの申込窓口は委託業者が運用しており、申込・参加状況の詳細な分析には一定の制約がありますが、2025年度は中日健康フェアというパッケージ型のイベントで複数プログラムが同時開催されたこと等が影響している可能性があります。また、トークショーに当選された方が他の講座に関心を持ち、当日別のプログラムに参加された可能性も考えられます。 2026年度は単独開催を予定しており、開催方法や広報についても改善を図ることで、参加者数の向上を図ってまいります。</p> <p>【調査】調査結果は市町村にフィードバックしておりますが、好事例の共有を通じて他市町村にも取組が広がるよう、引き続き情報提供に努めてまいります。</p>

報告事項 5 令和8年度障害者施策に関する予算について（資料5）

資料番号	委員意見	県回答
5-1	<p>&lt;花島委員&gt; R6→R7→R8と連続で1割ずつの増に感謝しています。R7新規であった発達障害者支援事業費が強度行動障害施策推進事業費+受入環境整備補助と考えればいいのでしょうか。環境整備は支援の質の向上や行動障害を減少させることに有効です。コンサルティングと連動して活用されることを望みます。単にこわれにくくするとかではないように。</p>	<p>ご意見のとおり、本事業は発達障害者支援の一環として開始したものです。本県において強度行動障害の状態にある方に対する地域の支援体制の整備を進めるため、令和8年度より、当該分野に特化した「強度行動障害施策推進事業費」及び「受入環境整備補助金」を新設したものです。</p> <p>また、受入環境整備補助金については、伴走型コンサルティングの対象事業所において標準的な支援を実施するために必要な環境整備を対象としております。補助対象となる経費は、コンサルティングの対象となる方の受入れに必要な環境整備に係るものであり、その効果及び必要性について、派遣されたアドバイザーの同意を得たものに限ることとしております。</p>
5-2	<p>&lt;重松委員&gt; どのような障害のある方でも、地域や家庭で安心して暮らせる環境のために幅広く事業や助成がされるように望みます。</p>	<p>引き続き、県として障害福祉施策の推進に取り組んでまいります。</p>
5-3	<p>&lt;中野委員&gt; 特別支援教育に関する施策については掲載の通りで理解ができました。 障害者権利条約、障害者差別解消法等に基づいて、インクルーシブ教育を推進していくための施策はどのようなものがありますか？通常の学級で合理的配慮を受けながら学ぶことができるよう、基礎的環境整備、合理的配慮の提供などに使われる予算は取られていますか？学校のエレベーター設置計画に対する予算はありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年2月に県内の合理的配慮事例を集約した「合理的配慮事例集」を刊行し、その後毎年度事例を追記しています。</li> <li>・合理的配慮の提供やインクルーシブ教育の推進について、市町村の特別支援教育担当者向けの研修や教職員向けの研修にて啓発、理解促進を行っています。</li> <li>・県立高等学校においては、障害等により特別な教育的支援を必要とする生徒に対して、日常生活上の介助や学習支援等を行う支援員を設置できるよう予算を確保しています。</li> <li>・県立高等学校へのエレベーター設置は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、校舎の新築や建替えの場合に整備しており、エレベーターの設置計画や予算はありません。</li> </ul>
5-4	<p>&lt;大瀧委員&gt; 予算に関しては、内容の明細と算出根拠がなければ妥当性すら分かりません。 ・事業費や補助金に関しては、持続可能性やその後の効果測定も含めてフォローしていく必要があるかと思えます。 ・「愛知・つながりプラン2028」については、手厚い分離教育への重視がうかがえますが、そうであるなら学校卒業後の社会とのギャップを埋める必要があります。そのための対応は何かありますか。社会はインクルーシブのため。 ・中小企業の人材確保について、障害という分野において、中小企業が障害者等を採用しない背景には、サポートや何かあった時の不安、生産性といった面がありますが、そこを補助することはしないのでしょうか。（一時期あったような気もしますが、採用時点でサポートが終わってしまう状況だったかと認識しています）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「キャリア教育推進事業」で、小学部段階での見学や中学部段階での準備体験の拡充など、早期からのキャリア教育の系統的な取組の充実を図り、教員が地域の自立支援協議会等に参加することで、地域における就労支援体制の強化を図っています。また、就労アドバイザーを配置することで、全障害種の特性に応じた就労支援、職場定着支援の充実を図っています。</li> <li>・国と一体となって、障害者の受入れから雇入れ後の職場定着までの一連の支援を行う企業向け相談窓口として「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を運営しています。その中で、企業の支援ニーズに応じて「あいちジョブコーチ」を職場定着支援のため派遣しています。</li> </ul>

その他

※掲載割愛